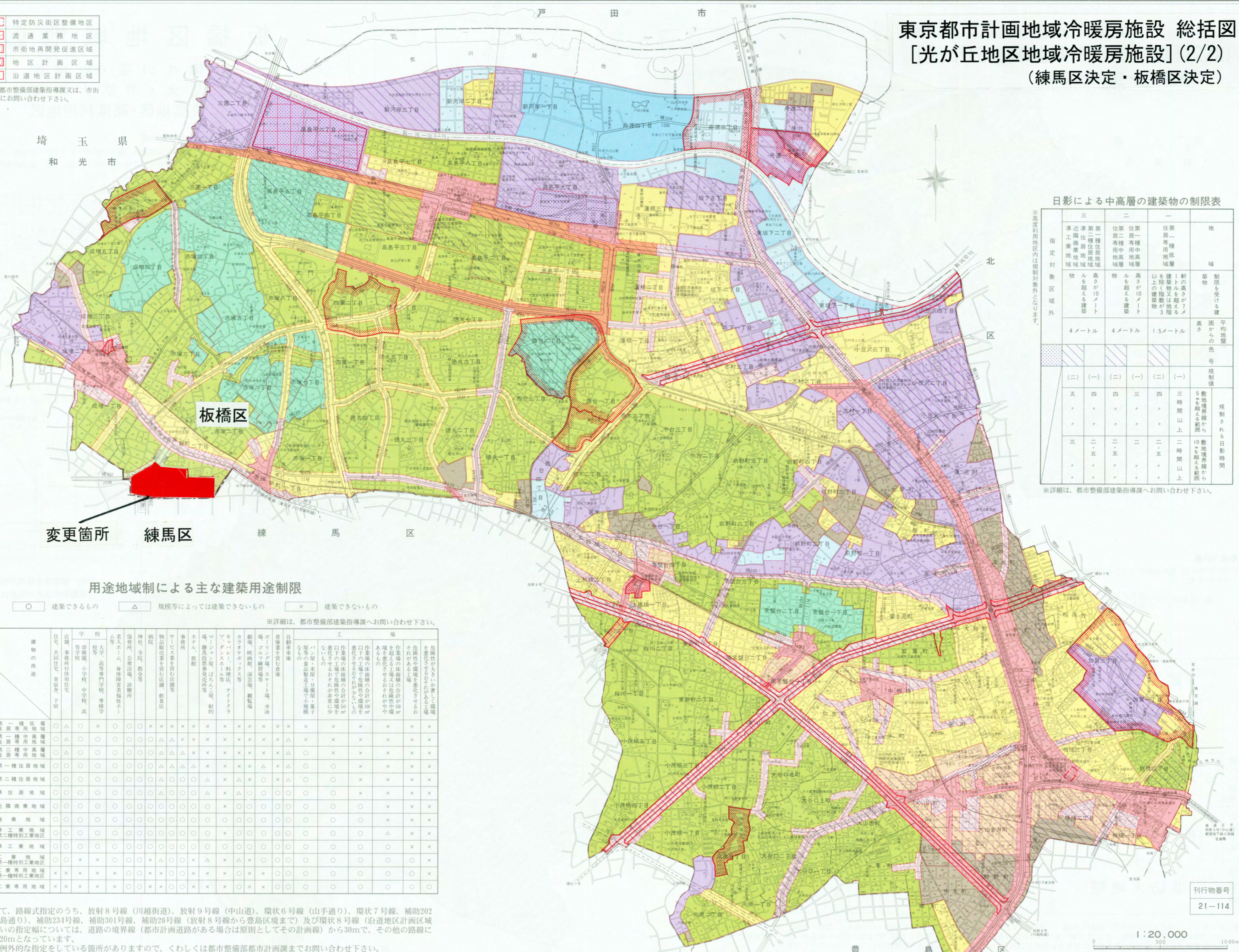


東京都計画地域冷暖房施設 総括図 [光が丘地区地域冷暖房施設] (2/2) (練馬区決定・板橋区決定)

- 特定防災街区整備地区
- 流通業務地区
- 市街地再開発促進区域
- 地区計画区域
- 沿道地区計画区域

※詳細は、都市整備部建築指導課又は、市街地整備課にお問い合わせ下さい。



日影による中高層の建築物の制限表

指定対象区域外	三			二			一			地
	三	二	一	三	二	一	三	二	一	
制限を受ける建築物	4メートル	4メートル	1.5メートル	制限を受ける建築物	制限を受ける建築物	制限を受ける建築物	制限を受ける建築物	制限を受ける建築物	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ
制限を受ける建築物	(二)	(一)	(二)	(一)	(二)	(一)	(二)	(一)	(二)	規制値
制限を受ける建築物	五	四	四	三	四	三	四	三	三	5階地境線から
制限を受ける建築物	三	二・五	二・五	二	二・五	二	二・五	二	二	10階地境線から

※詳細は、都市整備部建築指導課へお問い合わせ下さい。

用途地域制による主な建築用途制限

- 建築できるもの
- △ 規模等によっては建築できないもの
- × 建築できないもの

※詳細は、都市整備部建築指導課へお問い合わせ下さい。

用途地域	住居		商業		工業		その他	
	第一種	第二種	第一種	第二種	第一種	第二種	第一種	第二種
第一種低層住居専用地域	○	○	○	○	○	○	○	○
第二種低層住居専用地域	○	○	○	○	○	○	○	○
第一種中高層住居専用地域	○	○	○	○	○	○	○	○
第二種中高層住居専用地域	○	○	○	○	○	○	○	○
近隣商業地域	○	○	○	○	○	○	○	○
商業地域	○	○	○	○	○	○	○	○
工業地域	○	○	○	○	○	○	○	○
工業専用地域	○	○	○	○	○	○	○	○

※原則として、路線指定のうち、放射8号線(川越街道)、放射9号線(中山道)、環状6号線(山手通り)、環状7号線、補助202号線(高島通り)、補助234号線、補助301号線、補助26号線(放射8号線から豊島区境まで)及び環状8号線(沿道地区計画区域部分)沿いの指定幅については、道路の境界線(都市計画道路がある場合は原則としてその計画線)から30mで、その他の路線については20mとなっています。ただし、例外的な指定をしている箇所がありますので、くわしくは都市整備部都市計画課までお問い合わせ下さい。

平成二十二年四月現在 板橋区都市整備部 許可なく複製を禁ず

※ご不明な点は、板橋区都市整備部都市計画課(3579-2552)までお問い合わせ下さい。

刊行物番号
21-114

1:20,000
0 500 1000m